

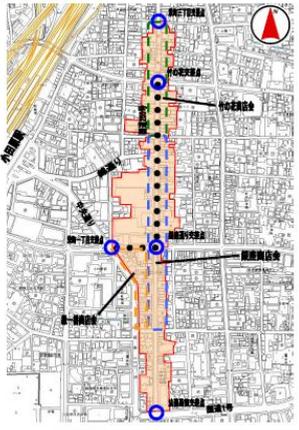
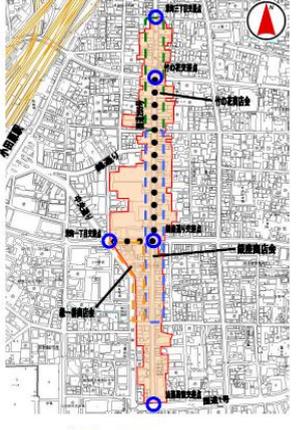
■新旧対照表

新	旧																				
<p>(P99)</p> <p>4 良好な景観の形成に関する施策との連携</p> <p>(1) 都市計画との連携</p> <p>本計画における重点区域はすべて都市計画区域内であり、北側の総構の一部が市街化調整区域に指定されている以外は全て市街化区域内にある。また、総構の丘陵部を中心とする城山地区や小田原城の三の丸地区、相模湾に面した海岸地区の一部は、風致地区に指定されている。さらに、江戸時代の大手筋に当たり、お堀に面した三の丸地区では、地区計画によって、遊戯施設や風俗施設等の立地を規制し、三の丸地区にふさわしい土地利用を誘導している。なお、都市計画道路については、「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」に基づいた見直しも進められている。</p> <p>市街化区域内（用途地域で建築物の高さ制限10mを定めている第1種低層住居専用地域を除く）は、全て建築物の最高限度を定めた高度地区を決定しており、重点区域のうち八幡山古郭の住宅地は、第一種高度地区として12mの制限を行い、二の丸に面したお堀端通り（市道0003）東側沿道については、道路からの距離に応じた斜線制限を設け、景観形成に配慮している。</p> <p>なお、総合設計制度を用いる場合、高度地区の適用を緩和する規定があるが、小田原駅周辺地区については、小田原城天守閣の標高（68.3m）を緩和の最高限度とするなど、全国的にも珍しい運用を行っている。</p> <p>今後とも、都市計画制度等を積極的に活用し、重点区域として相応しい良好な市街地環境の形成を進めるものである。</p> <p>●地域地区等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域地区等</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地域</td> <td>商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域</td> </tr> <tr> <td>風致地区</td> <td>城山地区、小田原城址、海岸地区</td> </tr> <tr> <td>地区計画</td> <td>三の丸地区、城山三丁目地区、<b>緑城山地区</b></td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>中央公園（小田原城跡公園、城山公園）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">99</p>	地域地区等	内容等	用途地域	商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域	風致地区	城山地区、小田原城址、海岸地区	地区計画	三の丸地区、城山三丁目地区、 <b>緑城山地区</b>	公園	中央公園（小田原城跡公園、城山公園）	<p>(P99)</p> <p>4 良好な景観の形成に関する施策との連携</p> <p>(1) 都市計画との連携</p> <p>本計画における重点区域はすべて都市計画区域内であり、北側の総構の一部が市街化調整区域に指定されている以外は全て市街化区域内にある。また、総構の丘陵部を中心とする城山地区や小田原城の三の丸地区、相模湾に面した海岸地区の一部は、風致地区に指定されている。さらに、江戸時代の大手筋に当たり、お堀に面した三の丸地区では、地区計画によって、遊戯施設や風俗施設等の立地を規制し、三の丸地区にふさわしい土地利用を誘導している。なお、都市計画道路については、「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」に基づいた見直しも進められている。</p> <p>市街化区域内（用途地域で建築物の高さ制限10mを定めている第1種低層住居専用地域を除く）は、全て建築物の最高限度を定めた高度地区を決定しており、重点区域のうち八幡山古郭の住宅地は、第一種高度地区として12mの制限を行い、二の丸に面したお堀端通り（市道0003）東側沿道については、道路からの距離に応じた斜線制限を設け、景観形成に配慮している。</p> <p>なお、総合設計制度を用いる場合、高度地区の適用を緩和する規定があるが、小田原駅周辺地区については、小田原城天守閣の標高（68.3m）を緩和の最高限度とするなど、全国的にも珍しい運用を行っている。</p> <p>今後とも、都市計画制度等を積極的に活用し、重点区域として相応しい良好な市街地環境の形成を進めるものである。</p> <p>●地域地区等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域地区等</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地域</td> <td>商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域</td> </tr> <tr> <td>風致地区</td> <td>城山地区、小田原城址、海岸地区</td> </tr> <tr> <td>地区計画</td> <td>三の丸地区、城山三丁目地区</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>中央公園（小田原城跡公園、城山公園）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">99</p>	地域地区等	内容等	用途地域	商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域	風致地区	城山地区、小田原城址、海岸地区	地区計画	三の丸地区、城山三丁目地区	公園	中央公園（小田原城跡公園、城山公園）
地域地区等	内容等																				
用途地域	商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域																				
風致地区	城山地区、小田原城址、海岸地区																				
地区計画	三の丸地区、城山三丁目地区、 <b>緑城山地区</b>																				
公園	中央公園（小田原城跡公園、城山公園）																				
地域地区等	内容等																				
用途地域	商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域																				
風致地区	城山地区、小田原城址、海岸地区																				
地区計画	三の丸地区、城山三丁目地区																				
公園	中央公園（小田原城跡公園、城山公園）																				

■新旧対照表

新	旧																												
<p>(P134)</p> <p>イ 歴史的環境の保全や整備に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>6. 案内板等整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成29年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p style="text-align: right;">事業位置図（仮）</p>  <p style="text-align: right;">文久園における事業位置</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">134</p>	事業名	6. 案内板等整備事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成29年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	<p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p style="text-align: right;">事業位置図（仮）</p>  <p style="text-align: right;">文久園における事業位置</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p>(P134)</p> <p>イ 歴史的環境の保全や整備に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>6. 案内板等整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成24年度～平成29年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p style="text-align: right;">事業位置図（仮）</p>  <p style="text-align: right;">文久園における事業位置</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">134</p>	事業名	6. 案内板等整備事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成24年度～平成29年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	<p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p style="text-align: right;">事業位置図（仮）</p>  <p style="text-align: right;">文久園における事業位置</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業名	6. 案内板等整備事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																												
事業期間	平成23年度～平成29年度																												
事業位置	重点区域全域																												
事業概要	<p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p style="text-align: right;">事業位置図（仮）</p>  <p style="text-align: right;">文久園における事業位置</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																												
事業名	6. 案内板等整備事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																												
事業期間	平成24年度～平成29年度																												
事業位置	重点区域全域																												
事業概要	<p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p style="text-align: right;">事業位置図（仮）</p>  <p style="text-align: right;">文久園における事業位置</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																												

■新旧対照表

新		旧	
(P136)		(P136)	
事業名	8. 国道 255 号電線地中化事業	事業名	8. 国道 255 号電線地中化事業
整備主体	神奈川県	整備主体	神奈川県
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））
事業期間	平成 22 年度～平成 28 年度	事業期間	平成 22 年度～平成 25 年度
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目	事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目
事業概要	<p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>   <p style="text-align: center;">整備前（現状）</p>  <p style="text-align: center;">整備後（完成イメージ）</p> <p>●●● 電線類地中化工事</p>	<p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>   <p style="text-align: center;">整備前（現状）</p>  <p style="text-align: center;">整備後（完成イメージ）</p> <p>●●● 電線類地中化工事</p>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	
136		136	

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P139)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業名</td><td>12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>任意団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 28 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>板橋地区・かまぼこ通り地区</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業名</td><td>13. 街かど博物館活用事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>建物所有者</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 32 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ	整備主体	任意団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 28 年度	事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区	事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	13. 街かど博物館活用事業	整備主体	建物所有者	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P139)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業名</td><td>12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>任意団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 25 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>板橋地区・かまぼこ通り地区</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業名</td><td>13. 街かど博物館活用事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>建物所有者</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 32 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ	整備主体	任意団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 25 年度	事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区	事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	13. 街かど博物館活用事業	整備主体	建物所有者	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ																																																								
整備主体	任意団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 28 年度																																																								
事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区																																																								
事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	13. 街かど博物館活用事業																																																								
整備主体	建物所有者																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ																																																								
整備主体	任意団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 25 年度																																																								
事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区																																																								
事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	13. 街かど博物館活用事業																																																								
整備主体	建物所有者																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
139	139																																																								

■新旧対照表

新	旧
<p>(P154)</p> <p>○小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項 (平成23年7月1日)</p> <p>小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項 (設置)</p> <p>1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条第1項の規定に基づき策定した小田原市歴史的風致維持向上計画(以下「計画」という。)に位置付けた事業の推進及び調整等を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>2 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画に位置付けた事業の推進及び調整に関すること。</p> <p>(2) 計画の見直し、修正及び変更に関すること。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>3 推進会議は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。</p> <p>4 リーダーは都市部都市計画課長を、サブリーダーは企画部企画政策課、文化部文化財課及び経済部産業政策課の係長以上の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 スタッフは、次に掲げる課等の職員をもって充てる。</p> <p>(1) 企画部企画政策課</p> <p>(2) <b>文化部文化政策課</b></p> <p>(3) 文化部生涯学習課</p> <p>(4) 文化部文化財課</p> <p>(5) 文化部図書館</p> <p>(6) 経済部産業政策課</p> <p>(7) 経済部観光課</p> <p>(8) 都市部都市政策課</p> <p>(9) 都市部都市計画課</p> <p>(10) 建設部道水路整備課</p> <p>(11) 建設部みどり公園課</p> <p>(推進会議)</p> <p>6 推進会議は、リーダーが招集する。</p> <p>7 リーダーは、必要があると認められるときは、推進会議にスタッフ以外の職員を出席させることができる。</p> <p>(設置期間)</p> <p>8 推進会議の設置期間は、平成23年7月1日から平成33年3月31日までとする。</p>	<p>(P154)</p> <p>○小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項 (平成23年7月1日)</p> <p>小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項 (設置)</p> <p>1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条第1項の規定に基づき策定した小田原市歴史的風致維持向上計画(以下「計画」という。)に位置付けた事業の推進及び調整等を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>2 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画に位置付けた事業の推進及び調整に関すること。</p> <p>(2) 計画の見直し、修正及び変更に関すること。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>3 推進会議は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。</p> <p>4 リーダーは都市部都市計画課長を、サブリーダーは企画部企画政策課、文化部文化財課及び経済部産業政策課の係長以上の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 スタッフは、次に掲げる課等の職員をもって充てる。</p> <p>(1) 企画部企画政策課</p> <p>(2) 文化部生涯学習課</p> <p>(3) 文化部文化財課</p> <p>(4) 文化部図書館</p> <p>(5) 経済部産業政策課</p> <p>(6) 経済部観光課</p> <p>(7) 都市部都市政策課</p> <p>(8) 都市部都市計画課</p> <p>(9) 建設部道水路整備課</p> <p>(10) 建設部みどり公園課</p> <p>(推進会議)</p> <p>6 推進会議は、リーダーが招集する。</p> <p>7 リーダーは、必要があると認められるときは、推進会議にスタッフ以外の職員を出席させることができる。</p> <p>(設置期間)</p> <p>8 推進会議の設置期間は、平成23年7月1日から平成33年3月31日までとする。</p> <p>9 リーダーは、必要があると認められるときは、前項の設置期間を延長することができる。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P155)</p> <p>9 リーダーは、必要があると認められるときは、前項の設置期間を延長することができる。 (庶務)</p> <p>10 推進会議の庶務は、都市部都市計画課において処理する。 (その他)</p> <p>11 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。</p> <p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この要項は、平成23年7月1日から施行する。 (小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項の廃止)</p> <p>2 小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項(平成21年6月1日制定)は、廃止する。</p> <p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">155</p>	<p>(P155)</p> <p>る。 (庶務)</p> <p>10 推進会議の庶務は、都市部都市計画課において処理する。 (その他)</p> <p>11 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。</p> <p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この要項は、平成23年7月1日から施行する。 (小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項の廃止)</p> <p>2 小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項(平成21年6月1日制定)は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">155</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P158)</p> <p>○小田原市歴史まちづくり協議会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市歴史まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、小田原市歴史的風致維持向上計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関し専門的知識を有する者</li> <li>(2) 専ら市内において歴史的風致の維持及び向上に資する活動を行っている団体の代表者</li> <li>(3) 行政職員</li> <li>(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</li> </ol> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 委員会に会長及び副会長1人を置き、前条第1項第1号に掲げる者のうちから、委員の互選により定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</li> <li>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</li> <li>4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。</li> </ol> <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。</li> <li>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</li> </ol> <p style="text-align: center;">158</p>	<p>(-)</p> <p style="text-align: center;">ページ追加</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P159)</p> <p>(関係者の出席)            第6条 協議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(秘密の保持)            第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>(庶務)            第8条 協議会の事務は、都市部都市計画課において処理する。</p> <p>(委任)            第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則            この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">159</p>	<p>(-)</p> <p style="text-align: center;">ページ追加</p>